



# 用心しましょう!!



お盆休み明け頃から、「通りすがりの人？から屋根が傷んでいるので、修理したほうがいいですよ！と言われたんですけど・・・」と言うお問合せが非常に増えて来ました。新しい訪問営業の手法で、売り込まずに皆様の反応を伺っています。「**点検お願いできるの？**」もしくは「**修理お願いできるの？**」を待っているのです！売り込まない事で下記の違法行為に抵触しない事と考えられます。こう言った業者の活動も年末にかけて活発になります。くれぐれもご用心下さい。

## ▼ 訪問販売に関する法律や違法行為まとめ

- ✓ 氏名などの明示義務（第3条） | 第一声で次の3点を伝えなければならない
- ✓ 再勧誘の禁止（第3条の2） | 一度断られたら再び勧誘できない
- ✓ 過量契約の解除（第9条の2） | 日常で必要とされる量を超えて販売をしてはいけない
- ✓ 不実告知（第6条） | 嘘を付くこと
- ✓ 事実不告知（第6条） | 都合の悪い事実を伝えないこと
- ✓ 威迫（第6条） | 消費者に恐怖を感じさせてはいけない
- ✓ 書面交付義務（第4条、第5条） | 契約時は書面を交付しなければいけない
- ✓ クーリングオフ妨害行為（第9条等） | クーリングオフを妨げる行為
- ✓ 不退去罪（刑法130条） | 帰れと言っても帰らない



その他「近所で工事をしているので挨拶に伺いました。」と言って皆様に近づく手法も以前からありますが、実際は工事当事者ではなく、挨拶を盾に上記に抵触しないようにと考えられます。**名刺も出さず、社名を名乗らない場合は要注意！**。

## 対応

- ※ 興味を示さない！
- ※ 質問しない！
- ※ 不安そうな顔を見せない！

名刺を出さない工事  
挨拶なんてないよ～！





# 食べ歩き第3弾!!



ガイドブックの中で「必ず行こう!」と思っていたお店の一つ「**おおの**」に行ってきました。和の趣き、落ち着いた雰囲気のお店構えに、期待度100% 人気店で三連休の中日とあり、整理券をもらい待つこと一時間で入店。🐰



## 定番二八せいろ



蕎麦を純粹に味わうなら「せいろ!」私の好きな二八を注文。こしと香りに申し分なし、出汁の効いた濃い目のつゆで「ずるずる〜」一口すすり「次回いつ来ようかな〜」と考えさせる私好みの蕎麦でした。



## 人気メニュー



お店の人気メニューかけそばも注文、あっさり上品な出汁に薬味のみと至ってシンプル! 出汁と蕎麦の香りが程よく調和した一杯「温かい蕎麦は風味が味わえない」と言う私の固定概念を見事に払拭、次回は鴨南蛮を食べようかな〜



# 桂建設株式会社



鈴木 忠弘

趣味 晩酌 ウサギの世話 🍺

携帯番号 070-4244-2493 🐰

〒379-2311 群馬県みどり市笠懸町阿左美763-2

TEL 0277-76-7723